令 和 ７ 年 度　　（ 令和８年６月 ～ 令和８年５月 ）

村民税
県民税

特別徴収のしおり

※　お願い　※

- 退職・転勤等による異動届書は早めに提出してください。
- 税額の納入は翌月の１０日までに納入してください。

【新型コロナウイルス感染症の影響による申告期限の延長に伴う村民税・県民税への影響について】
　申告期限の延長により、当初の申告期限令和7年４月１６日以後に提出された申告書の内容が特別徴収税額決定通知書に反映されていない場合がございます。この場合は、申告内容を反映し次第、変更通知書を送付いたします。ご理解ご協力のほど宜しくお願い致します。

北 大 東 村 役 場
総　務　課
〒901-3992
沖縄県島尻郡北大東村字中野218番地
TEL (09802) 3-4001
FAX (09802) 3-4406

特別徴収事務担当者様へ

1. 「村民税・県民税特別徴収税額の通知書」が送達されましたら、必ず貴社の給与台帳等と照合され、該当者の確認をお願い致します。
   退職・転勤者等が含まれておりましたら、至急、異動届出書等でご報告ください。

2. 中途退職者（普通徴収希望）の退職した翌月以降の未徴収税額は、後日北大東村からご本人宛に送付される納付書により納めていただくことになります。また、10月中旬以降に受理した異動届書分についての未徴収税額が、納期の関係上、一度に納入することになりますので、退職される方にあらかじめお伝えください。

3. 令和8年１月１日～４月３０日までの間に、従業員が退職等（死亡は除く）により給与の支払をうけなくなった場合には、本人の希望とは関係なく、未徴収税額を給与又は退職手当等から一括徴収し納付してください。

4. 異動届出書の給与所得者氏名については、漢字氏名の記載をお願い致します。

令和7年度　市町村民税・県民税特別徴収について

市町村民税・県民税の特別徴収につきまして、平素よりご理解とご協力を賜り深く感謝いたします。

さて、令和7年度市町村民税・県民税・森林環境税の特別徴収につきまして、貴殿を特別徴収義務者に指定しましたので、下記取扱要項にご留意の上お取扱いただきますようお願い申し上げます。

特別徴収事務取扱要項

（1）市町村民税・県民税・森林環境税の特別徴収

給与所得者の市町村民税・県民税・森林環境税については、地方税法第321条の3の規定により、特別徴収の方法によって徴収することとなっており、特別徴収とは、給与支払者が給与の支払を行うとき、村民税・県民税・森林環境税の月割額を差引いて一括納入していただく制度をいいます。

（２）特別徴収義務者

地方税法第321条の4により、給与の支払をする者のうち所得税法第183条（源泉徴収義務）の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者を特別徴収事務者として指定し、市町村民税・県民税・森林環境税を徴収、納付させることとすると規定されています。

従って、市町村から送達された税額通知書によって毎月定められた税額を給与から差引き、定められた期限までに納入する義務が生じることになります。

（３）特別徴収によって市町村民税・県民税・森林環境税を徴収される者

令和6年中に給与の支払を受け、かつ令和7年４月１日現在給与の支払を受けている者です。

（４）市町村民税・県民税・森林環境税の特別徴収税額通知書

「給与所得等に係る市町村民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」は速やかに各納税義務者（従業員）へ配布してください。また、「給与所得等に係る市町村民税・県民税・森林環境税特別徴収額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」及びその他の書類は、特別徴収義務者（事業主）が保管してください。

（５）給与所得以外の所得に対する普通徴収の申出

納税者に給与所得以外の所得（事業所得・配当所得・不動産所得等）があるとき、これに係る税額は原則として給与所得に係る税額と合算して特別徴収することとなっておりますが、納税者が６月30日までの間に給与所得以外の所得に対する所得税額の全部又は一部を普通徴収（納税者より直接納付）により納付したい旨の申し出があったときは普通徴収の方法によることができますので、その旨納税者にお伝えくださると共に申し出があったときは直ちに文書をもってご連絡ください。

（６）月額割の徴収方法

同封の「令和7年度給与所得等に係る市町村税・県民税・森林環境税特別徴収額の決定・変更通知書」にそれぞれの月額を算出してありますので、第１回分（６月分）の月額割は支払の給与が何月分であっても実際に６月中に支給する給与から第１回分を徴収し、以降順次翌年の５月分まで、その該当する月割額を差引き徴収してください。

第１回分（６月分）
※6/1～6/30に支払われる給与から徴収
⬇
翌月10日（7/10）までに納付

（７）月割額の納入及びその納入期限

徴収された月割額は、納入書によって指定された納入場所（金融機関等）に徴収すべき月の翌月10日までに納入してください（１回目は７月10日、以降順次翌月10日まで）。なお、給与の遅払、その他天災・火災などにより納期限までに納入できないときは、延滞金などの関係がありますので、納期限内に文書をもって申し出てください。※10日が土、日、祝祭日の場合は翌営業日。

（８）月割額を納期限までに納入しなかった場合

特別徴収義務者が納期限までに月割額を納入しなかったときは、その翌日から納入の日までの期間に応じ延滞金が徴収されます。又、督促状発送の日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは滞納処分を受けることになります。

（９）特別徴収に係る異動届

給与所得者に給与を支払う者が、当該給与所得者に給与の支払を行わないこととなった場合においては、その支払わないこととなった日の属する月の翌月10日までに末尾に綴込の「給与支払報告特別徴収にかかる給与所得者移動届書」により給与の支払を受けなくなった者の氏名、その者に係る特別徴収税額のうち既に徴収した月割額の合計額、その他必要事項を記入し、市町村へ提出してください。なお、転勤される場合は特別徴収の継続のため特別徴収義務者の指定替えをしますので、遅滞なく届出されるようお願いします。

（10）退職手当等からの一括徴収

納税者が退職・転勤又は無給休職などにより特別徴収ができなくなった未納額は、普通徴収の方法による納税通知書を市町村から直接納税者に交付し、納付していただくことになっていますので、退職後の住所を正確に記入してください。

なお、令和7年６月１日から12月31日までの間の退職の場合は、給与所得者から申し出があったときに限り未納分の金額を給与又は退職手当等から一括徴収することができます。**令和8年１月１日から４月30日までの退職の場合は、残税額を超える給与又は退職手当等を支払う時は、本人からの申出に基づくことなく、未納税額を一括徴収しなければなりません。**

（11）特別徴収税額の変更

特別徴収額に誤りがあったり、又はこれを変更する必要が生じたときは、「特別徴収の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）並びに（納税義務者用）」をお送りしますので、後者の通知書を納税者に交付の上、変更の通知に指定してある月から変更後の月割額により徴収してください。

（12）審査請求

納税者は納税者への通知書に記載された事項について不服がある時は、通知書を受取った日から3か月以内に市町村長に審査請求をすることができます。

（13）退職手当にかかる特別徴収

退職所得に対する個人の市町村民税・県民税・森林環境税は、退職手当等の支払の際に、所得税の場合と同様に、退職手当等の支払者がその税額を計算し、その税額を退職手当等から納入していただくことになっています。

①課税する市町村と納税義務者

退職所得にかかる市町村民税・県民税を課税する市町村は、退職手当等の支払を受ける人のその退職手当等の支払を受けるべき日（通常は退職した日）の属する年の１月１日現在における住所の所在する市町村です。

退職所得に対する個人の市町村民税・県民税・森林環境税の納税義務者は、市町村に住所を有するもので、退職手当等の支払を受ける方です。

②退職手当の金額

退職手当の金額は、退職手当の金額から勤続年数に応じた退職所得控除を控除して得た金額の２分の１

退職所得の金額＝（退職手当等収入金額－退職所得控除額）×１/２

※勤続年数５年以内の法人役員等（公務員含む）については、２分の１を乗じる措置を廃止する。（平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当に適用）

③退職所得の控除額

勤　続　年　数	控　　除　　額
20　年　ま　で	40万円×勤続年数（80万円に満たないときは80万円）
21　年　以　上	（勤続年数-20万円）×70万円+800万円
障害による退職	上記の控除額に100万円加算

※勤続年数に端数がある時は、切り上げて算定します。

例）２４年９ヶ月　→　２５年

④特別徴収すべき税額の計算方法

退職所得に係る市町村民税・県民税・森林環境税の税額は、退職所得の金額に税率（市町村民税6%、県民税４%）を適用して計算します。

（退職手当等収入金額）－（退職所得控除）＝（退職所得控除後の退職手当等の金額）×（２分の１）×（税率）＝（特別徴収すべき税額）

1000円未満切捨　　市町村民税6%・県民税4%

（14）納期の特例

特別徴収義務者は、給与の支払を受ける方は常時10人未満である場合は、特別徴収税額の納期の特例に関する申請書を市町村長に対して提出し、その承認を受けたときは、下記のとおり年２回にわけて特別徴収税額を納入することができます。

①　６月分から11月分までは12月10日まで

②　12月分から５月分までは６月10日まで